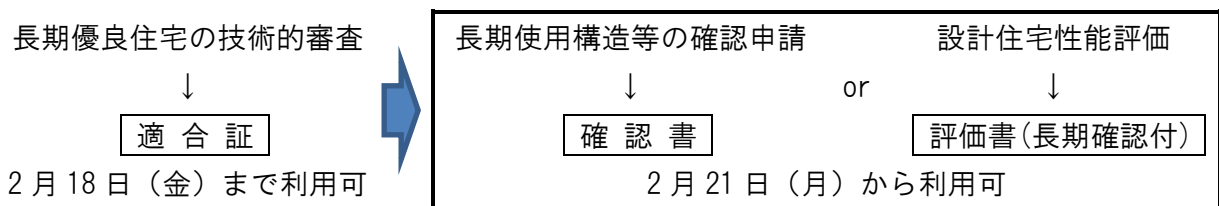


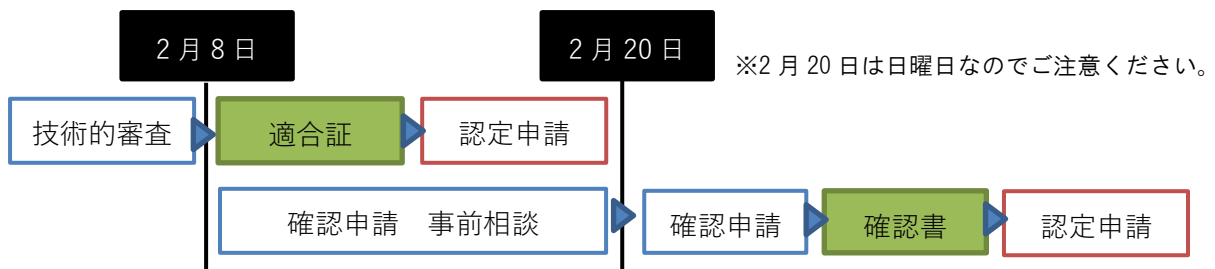
長期優良住宅認定制度手続き変更に関するご案内

2022年2月20日施行の「住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律」により、所管行政庁への認定申請前の【長期優良住宅技術的審査】が【長期使用構造等の確認申請】に変更となります。

また、長期使用構造等の確認を設計住宅性能評価と一体で申請できるようになることから、当社での審査業務を変更しますのでご案内いたします。



1. 長期優良住宅技術的審査による「適合証」を活用した所管行政庁への認定申請は、2022年2月18日までとなり、2月21日からは原則、活用できなくなりますのでご注意ください。



2. 2月18日までに所管行政庁への認定申請が間に合わなかった場合は、2月21日以降に長期使用構造等の確認申請を再提出していただき「確認書」を交付します。
3. 長期使用構造等の確認申請の業務開始は2月21日を予定しております。

長期使用構造等の審査項目	基準等の概要
構造躯体の劣化対策	劣化対策等級3+点検口等の措置
耐震性	耐震（倒壊等防止）等級2以上
維持管理・更新の容易性	専用配管の維持管理対策等級3
省エネルギー性	断熱等性能等級4

4. 2月8日から2月18日は事前相談期間とし、書類の審査は行いますが「確認書」の交付は2月21日以降になります。
5. 長期使用構造等の確認申請および設計住宅性能評価の料金は住宅性能評価業務規程の変更届出が受理されたのちに公表いたします。

6. お問い合わせ：株式会社ハウスジーマン 審査部 審査室 TEL：03-5408-8496
西日本審査室 TEL：092-433-2868